

広島県議ら34人一訴記

検審議決受け、25人は略式

元法相買収事件

二〇一九年の参院選広島選挙区を巡る買収事件で、河井克行元法相(五九)は実刑確定=から現金を受領し、検察審査会が「起訴相当」と議決した。広島県議ら二十五人について、検察当局は十四日、再捜査で当初の不起訴処分を一転させ、公選法違反(被買収の罪)で県議ら九人在宅起訴、二十五人

を略式起訴とした。体調不良の広島市議一人と、検察が「不起訴不当」とした四十六人は改めて不起訴となりた。

東京地検特捜部から事件の移送を受けた広島地検などが起訴した。略式起訴の二十五人は買収を認め、県議や市議はいずれも辞職するなどした。一方、在宅起

訴により正式裁判となつた九人は違法性を否認したとみられる。有罪となれば失職し、公民権停止となる。

東京地検の森本宏次席検事は記者会見で「国民から選ばれた検察の議決を踏まえて最終的な判断に至つた」と説明。検事から検査協力との引き換えに、処分しないとほのめかされたとする一部議員の主張には、「そうしたそしりを受けないよう捜査を進めた。(元法相の公判で) 証言したわけでもない」と否定した。

関係者によると、特捜部は一月以降、広島に検事を派遣して計八十一人を改めて聴取し、大半が事実関係を認めた。略式の二十五人は簡裁が略式命令を「不相当」と判断し、正式裁判になる可能性もある。被買収罪の法定刑は三年以下の懲役か禁錮、または五十万円以下の罰金。

特捜部は昨年七月、元法相と妻案里氏(四〇)から現金を受領したとして公選法違反容疑で告発された百人のうち、死亡した一人を除く全員について、容疑を認めた上で起訴猶予とした。元法相との力関係などを考慮し「受動的な立場」と判断した。一月二十八日に公表された議決書によると、検審は①金額の多寡②受領時に公職に就いていたか③返金や寄付をしているかーを中心検討。特捜部が起訴猶予とした九十九人のうち、十万~二百万円を受け取った三十五人を「起訴すべきだ」と議決した。

議員として最高額の計二百万円を受け取った元広島県議会議長の奥原信也県議(左)は取材に、略式起訴されただと踏まえ「厳粛に受け止めたい」と語った。